

「検定試験の評価ガイドライン（試案）」について  
（検討のまとめ）

平成22年6月

検定試験の評価の在り方に関する有識者会議



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

この『検定試験の評価ガイドライン（試案）』について（検討のまとめ）」は、検定試験の評価の在り方に関する有識者会議におけるこれまでの検討の成果をまとめたものであり、自己評価や外部評価などを通じた検定試験の質の向上や信頼性の確保に向けた取組が推進される際の参考となることを期待するものである。

# 「検定試験の評価ガイドライン（試案）」について （検討のまとめ）

## ＜目 次＞

はじめに	2
1. 検定試験を取り巻く現状や課題	7
2. 検定試験の意義や評価の必要性	10
3. 検定試験の評価手法	12
(1) 評価の目的	12
(2) 評価の対象	13
(3) 評価の性格	14
(4) 評価の視点と内容	16
(5) 情報公開	17
4. 検定試験の評価と学習成果の活用に関する留意点	18
【別紙1】 評価の視点と内容	21
【別紙2】 情報公開が望まれる項目	30
参考資料	33

## はじめに

### (検討の経過)

- 平成18年12月に改正された教育基本法において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」として、生涯学習の理念が新たに規定された。
- こうした生涯学習の理念に基づき、国民一人一人の学習活動を促進するためには、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できることが重要であり、そのためには、学習成果を適切に評価する仕組みを構築し、学習成果の評価の社会的通用性を向上させる必要がある。
- 学習成果が適切に評価され生かされる方策の必要性・重要性については、平成2年の中央教育審議会答申（「生涯学習の基盤整備について」）において明らかにされ、平成11年の生涯学習審議会答申（「学習の成果を幅広く生かす」）においても、学習意欲を高めるためのみならず学習の成果を幅広く生かす観点から、学習成果を社会で通用させるシステムの必要性等が提言されている。
- こうした中、平成20年2月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(以下「平成20年答申」という。)においては、学習成果の評価の社会的通用性の向上に係る取組の第一歩として、以下のような提言がなされた。

「各個人の学習成果を評価する検定試験について、全国レベルでの一定の基準を満たすものを対象とし、個々の検定の評価手法の有効性、安定性、継続性及び情報の真正性等を確保する仕組みを検討することが考えられる。」

「この場合、行政改革の経緯（※）等から行政の直接的な関与が困難であれば、民間事業者等による第三者評価機関が検定試験について客観性や質を確保するという仕組みが考えられる。その際、国がその客観性や公平性を担保するため、評価を行う際の参考となるガイドラインを作成するなど、民間事業者等の主体的な取組を支援する必要がある。」

- 本有識者会議は、上記の平成20年答申における提言を踏まえ、民間事業者等による第三者評価機関が検定試験について質を確保するという仕組みの構築に向けて、その客観性や公平性を担保するため、評価を行う際の参考となるガイドラインを作成するなど、民間事業者等の主体的な取組への支援方策等について検討を行うことを目的として、平成20年5月、文部科学省生涯学習政策局の下に設置された。
- 平成20年6月～9月にかけて会議を開催し、同年10月には、『検定試験の評価ガイドライン（試案）』について（これまでの検討の整理）」（以下「検討の整理」という。）を有識者会議における検討結果の一旦の整理として作成した。その後、「検討の整理」の内容について検証すべく、平成21年には、文部科学省において「検定試験に関する実態調査」（委託調査）や、一部の検定事業者の協力を得て自己評価の試行検証等が行われた。
- 以上の取組を経て、平成22年2月、本有識者会議を再開して、検定試験の評価の在り方について更に検討を深め、その成果を『検定試験の評価ガイドライン（試案）』について（検討のまとめ）」（以下「検討のまとめ」という。）としてとりまとめた。

(※) 行政改革の経緯（文部科学省認定技能審査制度の廃止）

青少年及び成人の学習意欲を増進し、知識及び技能の向上に資することを目的として、これらの者が習得した知識及び技能について、その水準を審査し、及び証明する事業のうち、生涯学習の振興のため、学校教育上又は社会教育上奨励すべきものを認定する文部科学省認定技能審査（文部省告示第237号）を昭和42年から実施。

この技能審査については、志願者総数の継続的な増加など、順調に発展してきたが、近年の公益法人改革の一環として、公益法人の事務・事業に対する国の推薦等については法律に基づくものを除いて廃止する旨の決定。

具体的には、平成14年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、平成17年度に文部科学省認定技能審査制度を廃止することが決定。（平成17年度末をもって、関係省令を廃止。）

## (今後の取組)

- 検定試験の質の維持・向上を図り、学習者や利用者（学校・企業等）に対する信頼性を高めることは、広く国民一般の学習意欲の喚起や学習成果の社会での活用促進、また、検定事業自体の活性化、さらには、消費者保護の観点からも社会全体の利益に資するものと考えられる。
- 現在、民間が行っている検定試験については、実施するのに必要な制約がほとんどない、自由度の高い多様性に富んだものであること、また、評価の取組も初歩的な段階にあることなどを踏まえると、評価の手法についても、評価の実施とその検証を通じた実績を積み重ねる中で、改善充実を図っていくことが必要である。
- また、後掲の「【別紙1】評価の視点と内容」（p.21～p.29）は、各検定事業者自らが行う自己評価や外部機関による評価（関係者評価・第三者評価）等に際しての参考となるよう、評価の視点やその内容を例示したものであるが、「1. 検定試験を取り巻く現状や課題」で見られるような検定試験の多様性や評価の取組状況等を踏まえれば、この「検討のまとめ」において、個別具体的な評価項目を一律に示すことは適当でないと考えた。
- 以上のような認識の下、今後は、検定事業者や関係団体等が主体となって、検定試験の実施主体や目的、内容、規模等に応じた具体的な評価項目や評価基準に関する検討がなされ、各検定事業者による「自己評価」が開始されることが重要である。
- 併せて、類似する分野の検定事業者同士が、検定試験の質的充実を図る視点から、必要に応じて、互いに「関係者評価」を行うとともに、検定試験の現状や先進的な取組等について情報交換を行うなど、検定事業者による自律的な質の向上や改善が図られることが望まれる。
- さらに、評価の客観性や専門性、透明性等の確保の観点から、「第三者評価機関による評価（「第三者評価」）が行われるなど、段階的に評価の取組が進展することが期待される。第三者評価機関については、民間事業者や関係する学識者、専門家等との連携・協力のもとに設立されることが期待される。

- 加えて、第三者評価機関は、評価を通じたノウハウの蓄積を活用し、検定事業者等からの相談を受けたり、助言や支援を行うなど、検定試験の質の向上や信頼性の確保に資する取組を主体的に行っていくことも望まれる。
  
- 国においては、こうした検定試験の質の向上や信頼性確保に向けた評価の取組が進み、その評価結果が広く社会で活用される環境が整備されるよう、検定事業者等への働きかけや、検定事業者や関係団体等の連携を促すとともに、評価手法等について調査研究を実施したり、学習者や利用者（学校・企業等）、検定事業者に対して、関係情報の提供を行うなど、必要な支援を継続的に行っていくことが求められる。

## (用語の整理)

- 本有識者会議における検討対象である「検定試験」、さらには、その関連用語である「資格」や「検定」については、社会一般において、非常に多義的に使用されているが、広辞苑（第六版）をみると、以下のようになっている。

検定試験 … 特定の資格を与えるべきか否かを検定するため行う試験。

資 格 … 身分や地位。立場。また、そのために必要とされる条件。

検 定 … 一定の基準に照らして検査し、合格・不合格・価値・資格などを決定すること。

試 験 … 問題や課題を出して回答・実行させ、学習・訓練の成果・習得度や及第・合否・採否を評価・判定すること。

検 査 … (基準に照らして) 適不適や異状・不正の有無などをしらべること。

- 本有識者会議においては、用語の厳密な定義に拘らず、社会一般で通称的に使用されている「検定」や「資格」、「認定試験」などの用語を含め、広く学習者の学習成果を測定する、いわば物差しとしての役割を果たしているものを包括的に「検定試験」という用語で整理することとする。

## 1. 検定試験を取り巻く現状や課題

- 我が国においては、現在、細かいものまで含めると、全国に数千程度の種類の検定試験があると言われており、その実施主体や目的、内容、規模等は非常に多様である。
- このように検定試験がいわば乱立している状況下において、その実態を包括的に把握することは困難であるが、これまでの本有識者会議で行ったヒアリングや「検定試験に関する実態調査」等を参考にすると、以下のような現状や課題にあることが伺える。

### (検定試験の主な現状)

#### <1. 検定試験の実施主体に関すること>

- ・ 国家試験（公的試験）の数を上回る多くの民間試験が実施されている。  
（全国に1000種類程度（詳細にみると5000種類以上）の検定試験があり、年間に200種類程度が増える一方、同時に50種類程度が消滅しているとも言われる。）
- ・ 1990年以前より実施されている検定試験もあるが、1990年以降に新たに開始されたものも多く、新規参入が年々増加している傾向が見られる。
- ・ 検定試験の実施主体は、社団法人や財団法人、NPO法人、株式会社、任意団体など多岐にわたる。
- ・ 検定試験を実施する参入障壁は比較的低いが、早期撤退する事業者も見られる。
- ・ 受検者数が安定している検定試験は5割程度。また、8割を超える事業者が継続の意向を持っている。

#### <2. 検定試験の内容に関すること>

- ・ 検定試験は、知識・技能を測る物差しとして様々な分野で活用されている。  
（実技試験等を課すものもあり、受検者層も多様化している。）
- ・ 内容的には、語学、簿記、IT、医療事務等の領域においては複数の検定試験が存在している。

#### <3. 検定試験の実施手続きに関すること>

- ・ 受検料は、数百円から数万円程度で設定されている。（インターネットを活用したものの中には無料で実施しているものもある。）
- ・ 検定試験の年間受検者数は、数人から100万人以上規模まで多岐にわたっており、

- 100人から999人規模が最も多く、次いで1,000人～4,999人規模となっている。
- ・年間受検者数1万人以上規模の検定試験(全体の16%)の受検者数が、全受検者数の95%を占めている。

#### 〈4. 検定結果の活用促進・継続的な学習支援に関すること〉

- ・受検者の知識・技能を証明するため、約95%の検定試験が合格証や認定証を発行している。
- ・学習者の学習意欲に資すると思われる、学力認定や職業能力評価との関係や、より上位の検定試験(国家試験等)への接合を示している検定試験は少ない。

### (検定試験の主な課題)

#### 〈1. 検定試験の実施主体に関すること〉

- ・組織や財務の状況などの情報公開が進んでいない実施主体もあり、学習者や利用者(学校・企業等)から見てどのような団体であるか不明確な場合がある。【組織、財務、情報公開】
- ・実施主体における経営の適切性・透明性等について問題となった事例があった。【組織、財務、情報公開】
- ・近年、検定試験についても消費者センター等に苦情がくることもあり、新たな資格商法につながる恐れもある。【全般】

#### 〈2. 検定試験の内容に関すること〉

- ・何を測る検定試験なのか目的(コンセプト)が明確でないものがある。【目的】
- ・同種類・類似の検定試験の関係性について、学習者や利用者(学校・企業等)からわかりづらいという声がある。【目的、内容】
- ・合格率が著しく高かったり、著しく低い試験がある。【内容、手段】
- ・多くの検定試験において、公平性の観点から作問・採点体制やそのプロセスが非公開とされており、作問の妥当性や採点の正確性等について判断する客観的な材料が少ない。【手段】
- ・検定試験の目的や内容と試験問題が体系的でなく、学習成果を測る出題となっていない検定試験がある。【目的、内容、手段】

#### 〈3. 検定試験の実施手続きに関すること〉

- ・受検者の本人確認が行われていない試験が1割程度ある。【試験の実施(実施体制)】
- ・継続して実施していない試験や受検機会の均等が図られていない試験(大都

市中心)がある。【試験の実施(実施回数・場所)】

- ・天災等で試験が実施できなかった場合などのリスク対応が十分でない試験がある。【試験の実施(危機管理)】
- ・受検者数や合格率などの情報が公開されていない試験がある。【事後対応等(関連情報の一般公開)】
- ・受検者個人の情報保護が徹底されていない試験がある。【事後対応等(個人情報の保護)】
- ・苦情等への対応について、担当窓口等を設けておらず、受検者に配慮がなされていない試験がある。【全般(苦情対応)】

#### ＜4. 検定結果の活用促進・継続的な学習支援に関すること＞

- ・学習者や利用者(学校・企業等)にとって、検定結果(獲得した知識や技能)を社会でどのように活かせるかわからないこと、検定試験に対する社会や利用者の認知が低いこと、学習方法や試験対策がわからないことなどが、検定試験の利活用の妨げとなっている面がある。【検定結果の活用促進(学校・企業等へのPR)】
- ・受検者の継続的な学習を支援するための取組について、検定事業者の意識の高さに比べて実施率が低い状況がある。また、継続的な学習支援の取組のうち、特に他の検定試験等との関係を明確に提示することは、難しいという意見もある。【継続的な学習支援】

#### ＜5. その他＞

- ・検定試験の実施に際し重要と考えられる事項について、検定事業者と利用者(学校・企業等)の間で一部認識の違いが見られる。同様に、検定試験の実施状況(検定試験に関する情報公開や各種取組等)と、学習者等のニーズを比較した場合、一部乖離している事項が見られる。(参考資料6(p.56～p.62)参照)

## 2. 検定試験の意義や評価の必要性

### (検定試験の意義)

- 検定試験とは、「はじめに」において述べた「用語の整理」に基づく、「学習の結果、身についた知識や技能の習得度を一定の基準に照らして測定するもの」と整理することができ、多くの場合、以下のような特徴を有するものと考えられる。
  - ・ 学歴・性別等による差別なく、自己の知識や技能の習得状況を示す客観的手法である。
  - ・ 受検資格がないものも多く、一般教養や自己の専門でない分野に関する知識や技能を試せる。
  - ・ 級別を実施する試験も多く、学習の初期段階からの挑戦が可能である。
  
- このような特徴を持つ検定試験について、学習者ごとにみると、
  - ・ 中・高校生や大学・専門学校生等にとっては、学校や学校外での自己の学習の到達目標の設定、到達度の確認、進学・就職の際の手段、学習の動機付け等
  - ・ 社会人にとっては、昇進・転職等の際の手段やスキルアップのための学習成果の測定 等として学習成果の積極的な活用を視野に入れて利用されており、
  - ・ 子どもから高齢者に至る国民一般にとっては、趣味・教養や社会貢献的な観点から、多種多様な学習の成果を測る指標として利用されている。
  
- このように、検定試験は、チャレンジ精神の涵養、自己の学習の到達目標・到達度の確認、継続的な学習意欲の喚起、教養の涵養など、受検者の年齢・経歴や受検目的等により様々な意義を有しており、学習成果を適切に生かすことのできる社会（いわゆる生涯学習社会）の実現という面からも、検定試験の果たしている役割は非常に大きなものがあると考えられる。

## (検定試験の質の向上及び信頼性を確保する必要性)

- 生涯学習の成果に関する国民の意識をみると、平成20年5月に実施された「生涯学習に関する世論調査」(内閣府政府広報室実施)の結果では、生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験の社会的な価値付け(評価)について、3人に2人(前回調査(3年前)より約8ポイント増)が肯定的な回答をするなど、学習成果の評価に対する国民の意識の高まりが見受けられる。また、平成21年に実施した「検定試験に関する実態調査」(文部科学省委託)の結果をみると、個人や学校においては8割、企業においては5割が、何らかの形で検定試験を利用している。
- このような国民の意識・利用実態がある中、検定試験は、広く国民一般の様々な学習成果を測定する指標として機能しており、受検者にとっては、進学・就職など、学業・職業生活に関する場面において、何らかの付加価値となることを期待して受検する場合も多いものと推測される。
- また、高齢化が進展する我が国においては、国民一人一人が、自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができる生涯学習社会の実現に向けて、社会人や高齢者といった層に対応していくことも重要である。そうした層の学習意欲を喚起し、学習活動を促進していく上でも、検定試験の質を高めることは有意義である。
- さらに、検定試験を評価し、その質の維持向上を図ることは、企業等における人材育成にも影響を及ぼしたり、社会における学習成果の活用が促進されたり、検定事業者の活性化や民間事業者が提供する多様な教育サービスの質向上に資するなど、社会の様々な場面において効果をもたらすものと考えられる。
- 近年、検定試験の実施主体において経営の適切性、透明性等について問題となった事例や、検定試験に関連して消費者センター等に苦情が寄せられることもあるが、適切な評価の仕組みを確立し、その結果について情報公開を行うことにもなり、新たな資格商法につながることへの懸念を払拭することにより、検定事業者への信頼性の向上・確保につながり、経営の適切性、透明性等を高めたり、消費者保護の観点からも意義を持つものである。
- 以上のことから、検定試験の評価や情報公開を通じて、その質の維持向上を図るとともに、信頼性を確保することは、広く国民一般の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進、さらには、社会全体の利益にも資するものと考えられる。

### 3. 検定試験の評価手法

#### (1) 評価の目的

- 検定試験を評価する目的については、「2. 検定試験の意義や評価の必要性」に述べたことを概括すると、以下のように整理することができる。

「子どもから高齢者に至る、広く国民一般の様々な学習活動の成果を測定する指標としての機能を果たす『検定試験』について、その質の維持向上を図り、受検者個人や利用者（学校・企業等）からの信頼を確保することにより、国民の学習意欲を喚起し、学習活動を促進するとともに、学習成果が適切に評価され、生かされる生涯学習社会の実現を目指すこと。」

- 今後は、評価への取組を通じて、各検定事業者が、自らその行う検定試験について、実施目的の明確化（P l a n）を図り、その目的実現に向けて適切に試験を実施（D o）し、その実施結果を評価（C h e c k）した後、評価結果を検定試験の更なる改善（A c t i o n）につなげていくといった、いわばP D C Aサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していくことが重要である。

## (2) 評価の対象

- 我が国においては、現在、多様な主体により様々な目的、内容、規模等の検定試験が行われているが、実施主体に着目すると、以下のように、大きく公的試験と民間試験の2つに分類することが可能である。

公的試験：国家試験など、法令に基づいて、国・地方公共団体又は国等から委託された団体・組織が実施

民間試験：民間の団体・組織が独自の基準に基づいて実施

- 評価の対象とすべき検定試験については、評価の目的が検定試験の客観性や質の向上を図り、学習者や社会（企業・学校等）からの期待に応え、信頼性を確保することにあることを踏まえると、法令に基づいて実施され、国等が試験の質を保証している公的試験を除く、民間試験全般を広く評価の対象とすることが適当である。
- 具体的には、目的や内容、規模等を問わず、民間の団体や組織が、一定の目的をもって独自の基準を設定し、組織的・継続的に、不特定多数の者を対象として、各個人の知識・技能を測定し、級や点数、合格・不合格等により判定する試験を対象にすることが考えられる。
- なお、民間試験についても、社団法人や財団法人、NPO法人、株式会社、任意団体など、様々な主体により様々な検定試験が実施されているが、本有識者会議における検討の契機となった平成20年答申における提言（「全国レベルでの一定の基準を満たすものを対象」）にもあるように、当面、特に検定試験の効果が全国的に通用し、実績や受検者数等が一定程度ある試験において、評価の取組が進展することが期待される。
- 中長期的には、こうした評価の取組が各地域で実施されている様々な検定試験にも広がり、検定試験を通じて測定された知識・技能が、全国どこでも通用するような環境が構築されていくことが望まれる。

### (3) 評価の性格

- 一般的に評価については、その評価主体に着目すると、大きく自己評価と外部評価に分類することができる。

自己評価		各検定事業者が、自ら行う事業（検定試験）について点検・評価することにより、P D C Aサイクルに基づき、組織的・継続的な事業改善に資するとともに、評価結果の公表を通じて、受検者や利用者（学校・企業等）に対する事業の透明性を確保する。
外部評価	関係者評価	検定事業者間による評価の取組を通じて、相互に検定試験の現状や先進的な取組等を把握することにより、各定事業者の自律的な質の向上や改善を促し、検定業界全体の向上に資する。
	第三者評価	評価の客観性や専門性、透明性等を確保した、専門家等による評価を行うことにより、各検定事業者の自律的な質の向上や改善を促し、検定業界全体の質向上や信頼性の確保に資する。

- 検定試験は、学校評価や大学評価における評価の対象である小・中学校や大学等での教育（研究）等と比べると、実施するのに必要な制約もほとんどなく、自由度の高いものであり、目的や内容、規模等の面でも、非常に多様性に富んだものとなっている。
- こうした実情に鑑みると、検定試験の評価については、評価の対象とされる検定事業者において、自らが実施する検定試験の与える受検者（学習者）や社会への影響、生涯学習社会へ果たす役割等を認識し、検定試験の質向上や信頼性の確保を図るべく、まずは自己評価の取組が進展することが重要である。
- その上で、様々な検定事業者間で評価を行う取組（関係者評価）や、希望する検定事業者に対して専門家等が行う評価（第三者評価）といった外部評価が行われることが期待される。

- なお、具体的な評価結果の取扱いについては、認証方式や格付け方式、総合評価や項目別・個別評価などが考えられるが、前述の評価の目的や対象、性格を踏まえ、今後とも多角的に検討していくことが適当と考える。

#### (4) 評価の視点と内容

- 「(3) 評価の性格」において述べたように、検定試験の評価については、まずは各検定事業者自らが主体的に、その行う事業の改善等に向けて取り組むことが期待されるが、検定試験の評価の取組が初歩的な段階にある現状において、評価の取組を進展させるためには、各検定事業者が自己評価を行う際に参考となるような視点やその内容を提示することが有効と考える。
- また、関係者評価や第三者評価などの外部評価においても、各種の検定試験の実施状況や各検定事業者自らが行う自己評価の取組状況等を踏まえつつ、必要な評価項目等が設定されることとなるため、その際の参考にもなると考えられる。
- このような認識の下、有識者会議における意見のほか、「検定試験に関する実態調査」や検定事業者の協力を得て行った試行検証の結果等を踏まえ、【別紙1】において各検定事業者や外部機関が評価を行う際の参考となる評価の視点やその内容を例示することとしたものである。
- これについては、各検定試験の目的や成熟度等に応じて、評価が必須のものとして評価が期待されるものに区分されると考えられるが、事項別に見ると「1. 実施主体」や「2. 実施内容」、「3. 実施手続」については、いわば評価のミニマムスタンダードとして、評価の基本的な部分になるものと考えられる。
- 一方、「4. 検定結果の活用促進」や「5. 継続的な学習支援」については、生涯学習社会の実現に向けて、検定試験がさらに有効に機能するために期待されるものであり、いわば新たな価値の創造に資するものと考えられる。
- 特に、「4. 検定結果の活用促進」に関連して、検定事業者自らが、受検者の意見や受検後の活躍状況等の把握に努め、その結果を情報公開していることを評価の対象とすることは、学習成果の活用促進という観点からも有益である。
- 以上のように、当面は、【別紙1】に示す「評価の視点と内容」を参考にしつつ、各評価主体が創意工夫して、個々の検定試験の実施主体や目的、内容、規模等に応じた評価項目等を設定し、検定試験の質の向上や信頼性の確保に向けた取組が積極的に行われることが期待される。

## (5) 情報公開

- 各検定試験の信頼性を判断するのは、最終的には学習者や利用者（学校・企業等）に委ねられることから、検定事業者において、実施主体に関する基礎的な情報を含めて検定試験の現況が把握できるよう、受検者等が判断するために必要な情報が適切に公開されることが必要である。
- このような認識の下、検定事業者は、その実施する検定試験について、子どもたちの学習意欲の喚起に資する内容であるか、社会人や高齢者の学習ニーズに沿った内容であるかなど、その内容や特色を受検者や社会に分かりやすく説明することが重要である。
- また、分野的に似たような種類の検定試験が多く、学習者や利用者（学校・企業等）にとって、個々の検定試験の特色が明確に伝わらない現状もあることから、検定試験については、試験の目的、内容、合格後の活用情報等を受検者等に分かりやすく公開し、受検者が選択しやすい環境を作り出すことなどが求められる。
- 加えて、検定試験の内容や手段等を決定する客観的な根拠・説明が示されていることが望まれる。
- また、こうした情報公開については、単に分かりやすく公開しているという事実のみならず、その情報に容易にアクセスできることが重要である。
- さらに、こうした積極的な情報公開は、検定事業の透明性を確保する観点からだけでなく、自己評価はもとより外部評価の信頼性や客観性を確保するために必要であり、評価の前提ともなるものである。
- なお、「【別紙2】情報公開が必要と考えられる項目（p.30～p.31）」に示す項目は、各検定事業者が情報公開に取り組むに際しての参考になるものと考えられる。

## 4. 検定試験の評価と学習成果の活用に関する留意点

### (評価を実施する際の留意点)

- 検定試験の評価については、「3. 検定試験の評価手法」において述べたように、評価の取組を通じて、各検定事業者自らが、その行う検定試験について、関連する情報を積極的かつ適切に公開し、透明性の確保を図りつつ、いわゆるPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していくことが重要である。
- その結果、各検定試験の質が向上し、学習者や利用者（学校・企業等）からの信頼度や社会的な認知度が高まることで、検定事業全体がより発展していくものと考えられる。
- 一方、評価については、広範かつ厳密に実施すればするほどコストや労力もかかることが予想されるため、例えば、当面、重要度等を勘案して、内容ごとに評価の期間に差を設けるなど、費用対効果の観点にも留意し、検定事業者等にとって過度な負担とならないよう、柔軟に評価を行うことが現実的であると考えられる。
- また、検定試験の中には、中・高校生等が受検対象になっているものも数多くあることから、検定事業者や外部評価を行う機関は、青少年の保護という観点からも、十分に留意する必要がある。
- さらに、外部評価の取組等を通じて、各種検定試験における推奨事例を明示することなどにより、事業を開始して間もないなど、未成熟な検定試験を啓発・育成していくような視点も重要である。

## (学習成果の活用促進)

- 検定試験が知識の吸収に偏ってしまうという側面や、日本人は勉強熱心であるが、学校教育や様々な学習活動を通じて蓄積した知識・技能を実社会において活用できているかといった懸念もある。
- このことは、「検定試験に関する実態調査」において、検定試験が進学や就職、実生活等に「特に役立っていない」と回答した学習者が3割近くにのぼっていることから、検定試験の質や信頼性のみならず、活用方策にも課題があることがうかがえる。
- 学習者が学習成果を様々な場面において活用すれば、社会が活性化することにもつながることから、学習者の知識・技能を測る検定試験を評価し、その質の向上や信頼性を確保することに加えて、学習した成果が社会において活用されるような環境を整備することも重要である。
- こうした環境整備に当たっては、検定試験の質を確保し、学習者や利用者（学校・企業等）の信頼を高め、学習を奨励することが、当該検定事業の活性化や社会全体の利益にもつながるという意識を、検定事業者のみならず、検定試験の結果を利用する学校や企業等も共有するなど、社会における様々な関係者の理解と協力が不可欠である。
- そのための具体的な方策としては、例えば、外部評価を行う機関などが、受検者個人や利用者（学校・企業等）のニーズを踏まえた、検定試験の便覧のようなものを作成して、社会に普及させることも有効と考えられる。
- また、検定試験は、例えば、合格して単に資格を取得する等の結果だけでなく、取得するまで努力するというプロセスも大切であり、そうしたプロセスも社会において重視されることが期待される。
- 一方、企業にとっては、資格を持っているという理由だけでなく、活動や実績等を総合的に判断して人材を評価し、採用等することも多いため、受検者個人の側にも、検定試験を受検する際には、その動機を明確にし、受検後の活用を視野に入れた目的を持った行動が期待される。

- なお、「生涯学習に関する世論調査」の結果によると、生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を自分以外のために生かすことについて、8割以上の者が肯定的な回答をしており、また、生涯学習の成果活用場として、地域や社会における教育活動へ参加したいと4割強の者が回答している。
- こうした実情を勘案すると、様々な学習成果が、学校や企業のみならず、家庭教育支援やボランティアといった形で地域において生かされ、地域で活躍する人材が増加し、地域の活性化等に寄与するよう、社会的な要請に応じた新たな検定試験が創出されることも望まれる。
- このような取組が積み重なることで、子どもから社会人や高齢者に至る国民一人一人の学習した成果が、適切に評価され、職場や地域社会の様々な場面において活用される生涯学習社会が実現されていくと考えられる。

## 【別紙 1】 評価の視点と内容

- ここでは各評価主体が、検定試験の評価を行う際の視点やその内容として考えられるものについて、便宜的に5分野に分けて例示する。
- 今後は、ここに掲げた評価の視点やその内容を参考にしつつ、各評価主体が創意工夫して、個々の検定試験の目的や内容、規模等に応じた具体的な評価項目等を設定した上で、検定試験の質向上や信頼性確保に向けた評価の取組を積極的に行っていくことが求められる。

### (1. 実施主体)

#### 【評価の視点】

組織としての理念・目的が明確であり、検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、実施主体自身がP D C Aサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。また、受検者や利用者（学校・企業等）への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。

#### (1) 組織

- 実施主体については、検定試験の社会的意義等を勘案すれば、検定試験を実施するに当たっての組織の理念や目的等を明確にすることが求められる。
- また、学習者や利用者（学校・企業等）から信頼される検定試験であるためには、継続的・安定的に実施される必要があり、検定試験の目的や内容、規模等に応じた適切な組織体制（役員体制や事務処理体制等）及び財務基盤を有していることが求められる。
- さらに、目標(P l a n)－実行(D o)－評価(C h e c k)－改善(A c t i o n)というP D C Aサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していくことが重要である。
- 検定試験を実施する主体に関する最低限の情報については、受検者や利用者（学校・企業等）に適切に公開されることが求められるとともに、それらの情報の公開に当たっては、法人格を有する団体であり、登記等の方法で社会的に公開が行われている情報であっても、パンフレットやホームページ等を活用して、受検者

等が容易にアクセスし、閲覧できる環境を整えておくことが求められる。

## **(2) 財務**

- 検定試験を継続的・安定的に実施できる財務状況であるかを判断するための情報として、実施主体の財務情報（収支計算書、貸借対照表、財産目録等）を備えていることが求められる。なお、検定試験を継続して実施している場合には、複数年に渡って備えることが求められる。
- 検定試験の信頼性確保のためには、経理処理を適切に行う必要があり、このため、経理担当者等に対する内部牽制体制の確立が必要であるほか、定期的または適宜監査を受けることが求められる。
- また、財務情報を整備しているが、ホームページ等で広く公開していない実施主体においては、少なくとも、問い合わせに応じて適宜公開することが求められる。

## **(3) その他**

- 実施主体においては、検定試験の信頼性を確保するために必要な情報を適切に公開することが重要である。このため、情報公開の方針を明確にすることが求められる。
- 特に公益性のある実施主体においては、検定事業とその他の事業との関係や財務情報等について、透明性の観点から明確にすることが求められる。
- 受検者の個人情報については、その保護を徹底し、本人の同意を得ることなく、目的外で使用されるなどのことがないよう、個人情報保護の方針やマニュアル等の整備、プライバシーマークの取得などの取組を進めることが求められる。

## (2. 実施内容)

### 【評価の視点】

検定試験の目的や内容が明確であり、これらと整合する適切な測定手法や審査・採点の基準等を有すること。

### (1) 目的

- 検定試験の目的（コンセプト）は、受検者の受検動機や検定試験で測る知識・技能の根幹に関わるものであることから明確にすることが求められる。

### (2) 内容

- 検定試験の内容については、目的との整合性を踏まえ、検定試験で測る具体的な知識・技能やその水準のほか、領域（分野）や特色、対象層（受検資格等）、試験範囲、難易度（合格率）等についても明確にすることが求められる。
- また、検定試験の内容は、学習者や利用者（学校・企業等）が当該検定試験を利活用する際に有用な情報である。このため、類似試験の有無や関係性の把握に努め、可能な範囲で学習者や利用者に分かりやすく示すことが望まれる。
- 検定試験による学習成果の活用を促進していく点から、特に、学校の単位認定や進学、就職等の際に活用される検定試験については、当該検定試験と学校教育や職業能力との関係性を示すことが重要である。その際、特に学校教育において活用される検定試験については、学習指導要領等に準拠していることについて明確な説明等がなされることが重要である。
- 年齢制限や事前の講座受講の有無等によって、受験資格を制限する場合には、合理的な理由を示すことが望まれる。

### (3) 手段

- 検定試験は、目的や内容との整合性を踏まえた、適切な知識・技能の測定手法（筆記試験、C B T方式、実技試験、面接試験等）審査・採点の基準に基づいて実施することが求められる。
- 試験問題に関しては、設問の難易度の平準化、作問の妥当性や客観性といった点を含め、試験によって測られる知識・技能の範囲を可能な限り明確にすることが求められる。

- 特に、IT系といった技術革新が著しい分野における検定試験については、獲得した知識・技能の陳腐化が想定されるため、内容や手段、認定基準（合格基準）等の見直しを一定期間ごとに行うなどの取組を、継続的に実施する仕組みにすることが重要である。

#### **（４）その他**

- 検定試験の内容や測定手法、審査・採点基準等については、試験結果から得られるデータ等の科学的・客観的な分析・検討をもとに決定するなど、検定試験の質の確保及びその継続的な改善が図られることが重要である。

### (3. 実施手続)

#### 【評価の視点】

事前準備、事後対応を含め、適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。

#### (1) 事前準備

- 適正かつ公正で透明性の高い検定試験を実施するため、試験の実施規則・要綱等の受検手続を整備するとともに、これらについて関係者の間で共通理解を得ることが重要である。また、受検手続について、受検者に誤解が生じないように、分かりやすく公開することが求められる。
- 試験問題・解答等の秘密性の高い情報が実施前に流出することのないよう、情報管理マニュアルの整備や担当者への研修・注意喚起など、情報管理を徹底する対策を講じることが求められる。なお、特に準会場を設定し、第三者のみで試験が行われる場合にも同様の対応が取られることが求められる。
- 手続に関する問合せの窓口を設置し、連絡先を受検者に示すことが求められる。なお、窓口には、受検手続等に精通した担当者を配置することが望まれる。
- 受検者募集にあたっては、受検者に対し十分な出願期間を確保することが求められる。
- 特に、学校の単位認定や進学・就職等の際に活用される検定試験においては、出願期間を事前に関係機関等に周知したり、実施時期も考慮するなど、児童生徒等が受検の機会を逸失することによる不利益を被らないように、配慮することが求められる。
- また、近年のインターネット環境の普及状況等に鑑み、インターネットによる願書受付など、受検者の利便性に配慮した取組を進めることも望まれる。
- 受検料の適正性・妥当性について点検・検証することが求められる。特に、児童生徒や学生を対象とした検定試験においては、受検料の割引・優遇についても考慮することが望まれる。

## **(2) 試験実施**

- 試験当日の実施体制について、検定試験が適正に実施されるよう、試験監督業務のマニュアル等を整備するとともに、これについて関係者の理解を徹底することが求められる。
- 特に、試験監督者をアルバイト等の外部委託に頼る場合には、総括する担当者を配置することや、外部人材に対しての事前の説明会を開催するなど、受検手続きに関する十分な共通理解を図ることが求められる。
- 受検者の本人確認は、受検の公平性の観点からも徹底することが求められる。受検日当日に試験会場で確認を行う場合には、顔写真を添付した受験票の用意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われるような方策を取ることが望まれる。
- 児童生徒や学生を対象とした検定試験においては、公平性を保った上で、受検しやすいよう準会場として学校や民間教育施設等を活用して実施されることも期待される。
- 試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保がなされるよう配慮することが望まれる。特に学校教育や進学・就職等の評価に直結する検定試験においては、機会の逸失が受検者のその後の進路や生活に関わる可能性もあるため、年間に複数回の試験を実施することや再試験の実施などの配慮も期待される。
- また、障がい者や外国人等についても、バリアフリーを施している会場での実施や、案内掲示、問題に拡大文字や仮名の併記を行うなど、検定試験の目的や内容、規模等に応じて、一定の配慮を行うことが望まれる。

## **(3) 事後対応等**

- 試験結果のデータについては、前述の情報管理マニュアル等に取り扱いを明記するなど適切に取り扱うことが求められる。なお、受検者に関する情報や得点、合否などの個人情報については、特に適切な管理が求められる。
- 試験結果に関する一般情報（受検者数及びその構成、合格者数、合格率等）の公開を適切に行うことが求められる。

- また、試験問題や正答については、試験の性質上、公開することができないものを除き、事後の作問等に影響を及ぼさない範囲で公開し、受検者の学習意欲の喚起や弱点の見直し等に役立つよう配慮することが望まれる。
  
- 試験後の苦情やトラブル発生への適切な対応を行うため、担当者の配置や苦情ホットラインの設置など体制を整えるとともに、それらの対応窓口について受検者に周知することが求められる。
  
- 検定試験の実施において、不適切な事案が発覚した場合には、速やかに原因を分析・検証し、再発防止に努めることが求められる。

#### (4. 検定結果の活用促進)

##### 【評価の視点】

検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。

- 検定試験の結果が、社会の様々な場面で活用されるためには、学習成果を証明する合格証や認定証等の発行がなされていることが重要である。その際、証明書には、当該検定試験が測定した学習者の知識・技能を客観的に証明するため、受検者氏名や証明年月日、有効期間のほか、獲得した知識・技能の内容が一見して判断し得る記載があることが望まれる。
- また、受検者が進学・就職等において、より円滑に試験結果を活用できるための間接的な支援として、検定試験の目的や内容、学校・企業等での利用状況や合格者の活躍状況等に係る関連情報、類似試験の有無・関係性を、試験結果の利用者（学校・企業等）へ正確に提供することが求められる。
- 検定事業者においては、必要に応じて受検者や利用者（学校・企業等）に対し、アンケート調査を行うなど、活用促進に向けた取組を進めることが望まれる。

## (5. 継続的な学習支援)

### 【評価の視点】

受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者等において適切な取組を進めていること。

- 検定試験の各級の設定等の関係を明確にし、段階的・継続的に学習を進めることができるように配慮することが求められる。
- その際、学習参考書（過去問題、類似問題）や、必要となる学習内容・学習時間等の情報を提供することが重要である。
- また、類似試験の有無や関係性及び学力認定や職業能力評価との関係性について示すことも、受検者の継続的な学習を支援するうえで有用であるため、可能な範囲で取組むことが望まれる。
- さらに、当該検定試験において、不本意な結果に終わった受検者の再チャレンジに資するよう、現状の知識・技能のレベルを受検者に示すことも、学習意欲の促進の上からは重要である。

## 【別紙2】情報公開が望まれる項目

- パンフレットやインターネット等を活用して、学習者や利用者（学校・企業等）に情報公開を行う項目については、検定試験の実施主体や目的、内容、規模等に応じて、各検定事業者等で設定されるものであるが、ここでは情報公開が望まれる項目を例示する。

### 1. 実施主体：

#### （1）組織

- 【例】・組織の概要（名称、法人格の有無・種類等の組織形態、所在地、電話番号、ホームページアドレス、代表者、沿革等）
- ・組織の理念・目的
  - ・組織規定（定款・寄付行為等）
  - ・組織体制（組織図、役員構成、事務処理体制等）
  - ・組織の運営方針
  - ・事業内容（事業計画書、事業報告書等）

#### （2）財務

- 【例】・財務情報（収支計算書、貸借対照表、財産目録等）

#### （3）その他

- 【例】・検定事業の実績
- ・情報公開の方針
  - ・検定事業とその他の事業との関係
  - ・個人情報保護の取組（方針、プライバシーマーク等の取得状況）

### 2. 実施内容：

#### （1）目的

- 【例】・検定試験の目的（コンセプト）

#### （2）内容（測定する知識・技能やその水準等）

- 【例】・検定試験の領域（分野）・特色
- ・検定試験の対象者（受検資格等）
  - ・試験範囲、難易度（合格率等）
  - ・学校教育・職業能力との関係性
  - ・学習指導要領等への準拠の有無

#### （3）手段等

- 【例】・検定試験の測定手法（筆記試験（多岐選択式、記述式等）、C B T方式、実技試験、面接試験等）

- ・ 審査・採点基準やその変更点
- ・ 試験問題の作成方法
- ・ 合格点・設問別配点等
- ・ 講座受講の必要性及び関連情報（必要経費・受講時間数等）

### **3. 実施手続：**

#### **（１）事前準備**

**【例】**・ 受験手続（実施規則・要綱等）

- ・ 問合せ窓口（電話番号、電子メールアドレス等）
- ・ 出願期間・出願方法
- ・ 受検料及び受検料以外に要する費用（合格証や認定証の発行手数料、登録料等）
- ・ 受検料の割引・優遇措置とその要件

#### **（２）試験実施**

**【例】**・ 天災や交通機関遅延等への対応方針

- ・ 障がい者・外国人等への配慮措置

#### **（３）事後対応等**

**【例】**・ 試験結果に関する一般情報（受検者数及びその構成（年齢別、業種別等）、合格者数、合格率等）

- ・ 試験問題と正答
- ・ 苦情等への対応窓口

### **4. 検定結果の活用促進：**

**【例】**・ 合格証や認定証等

- ・ 検定試験の結果活用に関する情報（学校・企業等での利用状況、合格者の活躍状況等）

### **5. 継続的な学習支援：**

**【例】**・ 各級等の設定（上位級との関係等）

- ・ 学習参考書（過去問題・類似問題）の情報
- ・ 必要となる学習内容、合格までの標準的な学習時間
- ・ 類似試験の有無や関係性
- ・ 受検者（不合格者）の現状の知識・技能レベル
- ・ その他関連する学習機会に関する情報